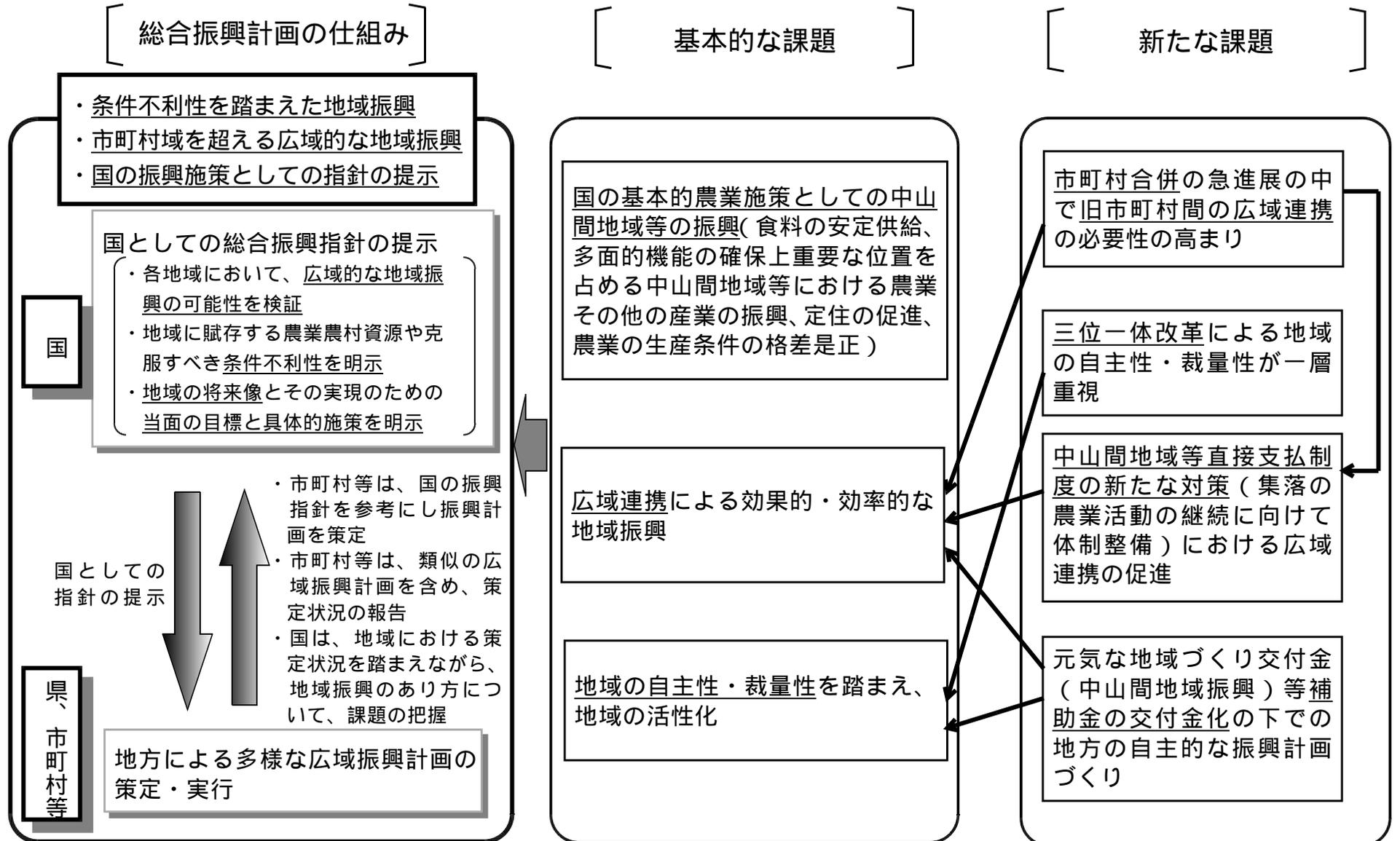


### 3. 中山間地域等総合振興計画の今後の方向（案）



( 説 明 )

( 1 ) 中山間地域等の振興における基本的課題

中山間地域等の振興は、食料の安定供給や多面的機能の確保の観点から、国の果たすべき基本的な農業施策の一つであることから、地域々々の振興においては地方の自主性、裁量性を重んじつつ、振興を図るに当たっての計画策定の指針を国として示す必要がある。

総合振興計画の策定に当たっては、効果的・効率的な振興や事業運営を図るため、地域の実情に応じて市町村域を超える広域的な検討が必要である。

( 2 ) 新たな課題

最近の市町村合併の急進展の中で、旧市町村間の広域連携の必要性の高まり。

三位一体改革により地域の自主性、裁量性が一層重視。

中山間地域等直接支払制度の新たな対策（集落の農業活動の継続に向けた体制整備）における広域連携を促進。

元気な地域づくり交付金（中山間地域振興）等補助金の交付金化による地方の自主的な振興計画づくりに併せて、広域連携を促進。

( 3 ) 仕組みの見直し（案）

国は中山間地域等の総合振興計画のための策定指針（各地域における広域的な地域振興の可能性の検証、条件不利性の明示、地域の将来像と具体的施策の明示等）を提示（(2)の の具体的施策上の新たな課題にも対応）。

都道府県、市町村等は国の指針を参考として、広域的な地域振興計画を策定。

国は、類似の広域的な地域振興計画を含め、策定状況を聴取するとともに、策定状況を踏まえながら、地域振興のあり方について新たな課題を把握する。